

茨城県部活動の運営方針（改訂版）【概要】

- 令和4年5月に取りまとめられた「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～」において、地域移行に重点を置いた部活動改革の推進と、これまでの県運営方針に定められた活動時間等の遵守や見直しの徹底が求められたことを踏まえ、令和元年に策定した「県部活動の運営方針」を改訂。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を目指す。

※本方針は、公立の中学校・高校・特別支援学校を対象。ただし、公立小学校も本方針に準ずる。

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- 生徒の怪我予防、コンディション調整、パフォーマンス向上、心身の健全な育成には、心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であると
する医・科学的観点を最優先に考慮し、適切な活動計画に基づいて活動する。
- 可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 活動計画作成に当たっては、タイムマネジメントの観点、学校生活と家庭での生活のバランスを保つ観点、さらに、教員の長時間労働の縮減に配慮する観点から、活動過多を抑止する方向で見直す。
- 練習試合や大会等の前であっても、心身の健康を保持するために上限の範囲内で活動することを徹底する。

(主な内容)

・適切な活動時間を設定

| | 1日当たりの上限 | | 週計 |
|--------|----------|----------|------|
| | 平日 | 休日 | |
| 中学校 | 2時間 | 3時間 | 11時間 |
| 高校 | | 4時間 | 12時間 |
| 特別支援学校 | 1.5時間 | 原則、実施しない | 6時間 |

※ 大会や練習試合の当日は除く。ただし、休日に、練習試合や大会等により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振替える。

※ 長期休業中も同様に設定。

・朝の活動を原則禁止

※ 朝の活動は大会等の直前かつ、放課後のみの活動では施設等を使用できないケースに限る。実施する場合も、放課後の活動と合わせ1日当たりの上限の範囲内で活動する。

・休養日を適切に設定

| | 平日 | 休日(土・日) | 週計 |
|--------|---------------|---------|---------|
| 中学校 | 1日以上 | 1日以上 | 2日以上 |
| 高校 | 原則、平日・休日各1日以上 | | 原則、2日以上 |
| 特別支援学校 | 原則、平日1日、休日2日 | | 原則、3日以上 |

※ 大会等への参加により休日(土・日)に連続して活動した場合は、他の日に休養日を振替える。休日に活動した場合は、その分を休日に振替える。

※ 長期休業中は、上表と同様に対応するとともに、1週間以上の連続した休養期間を設定する。

・学校単位で参加する大会等を見直し

参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保できるように設定

・年間計画、毎月の活動計画に加え、活動実績についてホームページで公表

2 適切な運営のための体制整備

今後の地域移行を視野に入れながら、学校部活動の位置付けや運営について果敢な見直しを行う。

(主な内容)

- ・可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し運営する体制を構築
- ・部活動の未加入生徒とその保護者の費用負担に対する十分な配慮
- ・部活動が教育課程外であることを踏まえ、部活動の位置づけを見直し

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

多様化する生徒の活動ニーズに応えるため、活動日を減じるなどして、部活動以外の様々な活動にも参加できるよう対策を講じる。

(主な内容)

- ・シーズン制の導入や、活動時間・日数の見直しにより多様な志向へ対応
- ・令和5年度から段階的に地域移行
- ・中学校においては令和7年度末、高校においては令和8年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員をゼロに
- ・県教育委員会は、地域移行後の「地域クラブ活動ガイドライン」を作成
- ・県教育委員会は、兼職兼業に係る許可条件や基準等について、別途要項を策定

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

部活動数の精選・適正化を進め、複数顧問制により交代で指導する原則を徹底する。また、部活動指導は、休日等を含め、必ずしも教員が携わる必要のない業務であるため、部活動指導員の活用を促進する。ただし、部活動指導員の確保には限度があるため、拠点校・合同部活動等を含めた地域移行を推進する。

(主な内容)

- ・部活動数の精選と複数顧問制による交代指導を徹底
- ・部活動指導員を活用
- ・休養日の振替を徹底
- ・大会運営や役員業務を見直し

部活動運営方針改訂（主な変更点）

| 項目 | 現 行 | 改 訂 |
|-------------------------|---|--|
| 活動時間・休養日の設定 | <p>○活動時間 平日：2時間程度 特別支援 記載なし 休日：中3時間程度 高4時間程度 特別支援 記載なし</p> <p>○休養日 中：週2日（平日1、休日1） 高：週1日 特：記載なし ・休養日を他の日に振り替える</p> | <p>○活動時間 平日：2時間を上限 1.5時間を上限（特別支援） 休日：中3時間上限 高4時間上限 特（原則実施しない） ※練習試合、大会等で活動時間の上限を超えて活動した場合、休日の場合は休日に振替 ※祝日が含まれている週や、平日に大会参加により1日の上限を超えた場合でも週の上限の範囲内となるよう調整</p> <p>○休養日 中：週2日（平日1、休日1） 高：原則週2日（平日1、休日1） 特：原則週3日（平日1、休日2） ※高は公式大会前（2週間前）に、希望生徒がいる場合には週1日でも可 ※大会等で土日両日活動 → 休養日を他の休日に振替</p> |
| 朝の活動 | 原則朝の活動は行わない | <p>原則朝の活動は行わない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日の上限の範囲内で ・大会直前であり活動場所が狭隘で確保難 ・大会直前というだけでは× |
| 活動計画の公表 | ホームページで活動計画を公表 | ホームページで活動計画に加え活動実績も公表 |
| 大会参加数の見直し | 参加する大会を精査 | <ul style="list-style-type: none"> ・時間上限遵守・振替休養設定を徹底することにより、大会参加数の抑制を促進 |
| 部活動の位置付けの見直し | 記載なし | <ul style="list-style-type: none"> ・任意加入である部活動の費用負担の在り方を見直し |
| 勤務時間外在校等時間の縮減と複数顧問制の推進等 | 記載なし | <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外在校等時間を縮減するためにも、地域移行を推進 ・指導体制の例を明記 ・複数顧問交代による単独指導を徹底 |
| 大会運営・役員業務の整理等 | 記載なし | <ul style="list-style-type: none"> ・大会の組合せや打合せ会議について、デジタル化・オンライン化するなど改善 ・教員が役員業務に従事する場合の兼職兼業及びサービス管理について別途整理する。 |
| 小学校の活動 | 本方針に準じることが望ましい | 本方針に準ずる |